

大分県女性医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図るため、大分県女性医師短時間正規雇用支援事業実施要綱に基づき、医療機関が短時間正規雇用を導入するために要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助額の算定方法)

第2条 この補助金の額は、次により算定するものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額(ア)を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額に第3欄に定める補助率(ア)を乗じて得た額(ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助額aとする。
- (3) 次の表の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額(イ)を比較して少ない方の額を選定する。
- (4) 前号により選定した額に第3欄に定める補助率(イ)を乗じて得た額(ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助額bとする。
- (5) 補助額aと補助額bを合計した額を補助額とする。

補助対象経費	基準額	補助率
短時間正規雇用する女性医師に係る代替医師の確保に必要な次に掲げる経費 給与費（非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	(ア) 1か所当たり 11,140千円	(ア) 1/2以内
	(イ) 1か所当たり次 により算出された額 月額426千円×事業 月数	(イ) 1/6以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次の掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出し

なければならない。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額明細書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 誓約書（別紙4）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (6) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第5号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別紙5)
- (2) 実績額明細書(別紙6)
- (3) 収支精算書(別紙7)
- (4) 就業規則及び雇用契約書又はこれに類するものの写し
- (5) 賃金台帳又はこれに類するものの写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附則 この要綱は、平成21年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成22年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成23年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成25年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成30年度の予算に係る大分県女性医師短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。